第9回 決済高度化官民推進会議資料

# 決済高度化に関する取組み状況

2021年2月16日

林 尚見 全国銀行協会 企画委員長 (株式会社三菱UFJ銀行 取締役常務執行役員)



## 〈目次〉

各項目(14項目)の取組みの総括	P.2
重点項目の具体的取組み状況	
• 手形・小切手機能の電子化	P.6
• 税・公金の収納・支払の効率化	P.12
• XML電文への移行	P.20
• オープンAPIの利活用の推進、金融機関におけるキャッシュレス化の推進	P.25



## 決済高度化官民推進会議のフォローアップを踏まえた成果

- 2015年12月に公表された金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告書」で示された課題の解決に向けて、金融界として主体的な取組みを実施。
- ZEDI稼働やAPI活用促進など多くの施策を実現。今後も、ポストコロナ時代に向けて、金融界のペーパーレス・押印レス・非対面の取引/手続の推進を継続。

#### WG報告書で示された課題の実施状況のフォローアップ

- 決済高度化官民推進会議は、2016年6 月、金融審議会「決済業務等の高度化に 関するワーキング・グループ報告書」 (「WG報告書」。2015年12月公表)で示さ れた課題の実施状況をフォローアップす ることを目的に設置
- WG報告書では、IT(情報技術)の急速な 発展や経済活動のグローバル化の進展 により、決済サービスを取り巻く環境が大 きく変化していることを踏まえ、以下の基 本的な方向性を目指して、各分野におけ る取組みを進めることが必要と指摘
  - ①ITイノベーションの取り込みと決済 サービスの革新
  - ②決済システムの安定性・情報セキュリティの確保
  - ③イノベーションの促進と利用者保護の 確保
  - ④決済を巡る国際的な動きの中での 主導性の発揮

#### 【決済高度官民推進会議の課題一覧】

- ①簡易・迅速・安心・安価な個人間送金
- ②ロー・バリュー国際送金の提供
- ③国内外送金手続等の利便性向上
- ④XML電文への移行
- ⑤電子記録債権の利便性向上
- ⑥ブロックチェーン技術の活用等検討
- ⑦オープンAPIの利活用の推進
- ⑧金融機関におけるキャッシュレス化の推進
- ⑨手形・小切手機能の電子化
- ⑩税・公金収納・支払の効率化
- ⑪大口送金の利便性向上
- ①全銀ネットの体制整備
- ③邦銀のCMS高度化
- (4)情報セキュリティ対策の推進

#### 今後の取組強化事項

- 引き続き、ポストコロナ時代に向けて、 ペーパーレス、押印レス、非対面の取引 /手続きの推進を継続
- 4 XML電文への移行2018年12月のZEDIの稼働、2021年2月には1,154金融機関で利用可能
- ⑦ オープンAPIの利活用の推進 銀行法等の一部改正を踏まえ、APIの 活用を促進。105行がAPI導入済
- 8 金融機関におけるキャッシュレス化の推進 キャッシュレス比率のフォローアップ
- ⑨ 手形・小切手機能の電子化 全国手形交換枚数の約6割を電子的な 方法に移行させるべく各種取組みを実 施中。2020年中は671万件の削減を達 成
- ⑩ 税・公金の収納・支払の効率化 「地方税における電子化の推進に関す る検討会」の検討に参画





項目	重点	総括
1 簡易・迅速・安心・安価 な個人間送金		□ ことらPJ(都銀5行による小口決済インフラ構想)を短期的な現実解として位置づけ、2022年度早期の稼動を目指し、 全銀ネット・ことらPJが緊密に連携して検討を実施
<b>2</b> ロー・バリュー国際送金の提供		□ APN-HUBを活用した送金スキームは、決済コストの低減が困難であることを受け、検討終了 □ 引き続き国際送金サービス提供事業者の動向をフォロー
<ul><li>国内外送金手続等の 利便性向上</li></ul>		□ 個別行における企業の利便性向上に向けた取組み事例等を紹介 □ 引き続き個別行における取組み等の動向をフォロー
4 XML電文への移行	0	□ ユースケースの創出に向け、ソフトウェアベンダを対象にした助成プロジェクトの募集を実施 □ 2021年1月、電子インボイス推進協議会に入会。電子インボイスの導入を契機としたZEDIとの連携について検討
5 電子記録債権の利便性 向上		□ 2020年2月、利用者利便の向上を目的とした記録機関変更記録について、3メガ記録機関と互換性を確保
6 ブロックチェーン技術の 活用等検討		□ 2020年3月、全銀協におけるブロックチェーン連携プラットフォームの提供を終了 □ 今後は、個別行における商用化・実用化のフェーズにシフト
オープンAPI の利活用 の推進	0	□ 政府の「未来投資戦略2017」におけるKPI(2020年6月までに80行程度以上)は、達成(105行がAPI導入済)
8 金融機関における キャッシュレス化の推進	0	□ 2020年上半期(1月~6月)における都市銀行等のキャッシュレスによる払出し比率は53.7%と2019年上半期(50.9%) 比上昇
9 手形・小切手機能の 電子化	0	□ 2020年中の全国手形交換枚数の削減枚数は671万枚(目標達成率:109%) □ 「全面的な電子化」に向け、「約束手形の利用の廃止等に向けた自主行動計画」の策定に向けて検討に着手
<ul><li>競・公金収納・支払の 効率化</li></ul>	0	□ 納付書へのQRコード付与に向け、総務省をはじめとする関係者との協議を継続 □ 手数料徴求の考え方について、金融庁や総務省と協議を実施
1 大口送金の利便性向上		□ 大企業に対するヒアリングにより、ニーズは限定的であることを確認 □ 次期全銀システムの要件定義に係る検討の中で、送金可能桁数の拡大要否についても検討
2 全銀ネットの体制整備		□ 有識者会議を起点としたPDCAサイクルが定着。示唆・提言を経営計画に取り入れ、継続的な取組みを実施 □ 次世代の資金決済システムのあり方について、新設したタスクフォースにおいて報告書を取りまとめ
13 邦銀のCMS高度化		□ 各行とも、企業の多様なニーズに応えるべく、プロダクツ・ラインナップ拡充等を継続的に実施
情報セキュリティ対策の 推進		□ FISCにおいて安全対策基準等の改訂を実施。銀行界も議論に参画 □ 引き続きFISCにおいて、必要な活動・取組みを実施



## 決済業務を取り巻く環境変化

- 新型コロナウイルス感染症のリスクが顕在化する以前においても、わが国企業をめぐる課題として、「DX」(デジタルトランスフォーメーション)への対応が指摘されてきた。ウィズコロナ時代を迎え、DXの実現は、ニューノーマルへの適応に向けて必要不可欠な課題
- 手形・小切手機能の電子化などの決済・経理業務の電子化は、DX推進の一環で解決されるべき課題

#### DXの必要性

- 2018年9月、経済産業省「デジタルトランスフォーメーションに向けた研究会」は「DXレポート~ITシステム『2025年の崖』の克服とDXの本格的な展開~」を公表し、以下の課題を指摘
  - ・既存システムが事業部門ごとに構築され、全社横断的なデータ 活用ができなかったり、過剰なカスタマイズなどにより、複雑化 ・ブラックボックス化していること
  - ・経営者がDXを望んでも、業務自体の見直しも求められるなか、 現場サイドの抵抗も大きく、いかに実行するかが課題
- 仮に上記課題の解決ができなかった場合には、2025年以降、 最大12兆円/年の経済損失が生じる可能性を指摘

#### DXレポート 2018年9月7日

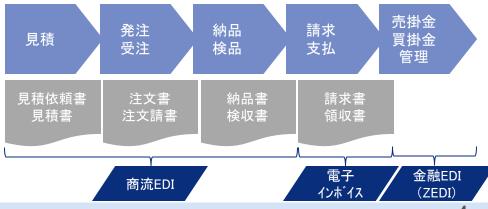
#### DXの定義(IDC Japan株式会社の定義)

企業が外部エコシステム(顧客、市場)の破壊的な変化に対応しつつ、内部エコシステム(組織、文化、従業員)の変革を牽引しながら、第3のプラットフォーム(クラウド、モビリティ、ビッグデータ/アナリティクス、ソーシャル技術)を利用して、新しい製品やサービス・モデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立すること

#### DXにおける決済・経理業務の電子化

- 書面である手形・小切手を利用した決済や納付書を利用した税・ 公金の支払いは、デジタル化以前の問題であり、経済活動全体 のDXを推進するに当たっては、避けて通れない課題
- 利用企業のデジタル化はもとより、銀行をはじめとするサービス 提供者サイドにおいても決済・経理業務の電子化による顧客エクスペリエンスの変革を図り、新しい価値を創出する必要があると 認識しており、「手形・小切手機能の電子化」、「税・公金の収納・ 支払の効率化」、「XML電文への移行」を推進

【業務プロセスを通じて交換される書類例およびデジタル化イメージ】





## 重点項目の具体的取組み状況



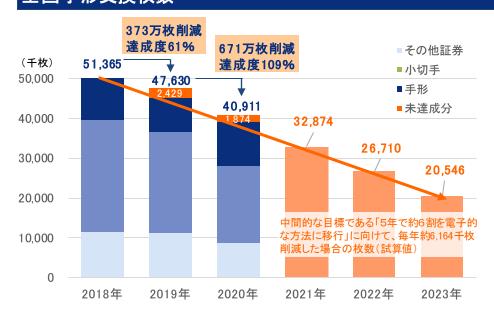
## 手形・小切手機能の電子化



#### 手形・小切手機能の電子化状況

■ 全国手形交換枚数は、「5年で約6割を電子的な方法に移行」との中間的な目標(▲616万枚/年)に対し、▲671万枚/年 (達成度109%)と、単年の目標達成(ただし、2019年からの2年累計の達成度は85%)。でんさいの発生記録請求件数 は358万件(前年比43万件増加)となり、引き続き増加基調を維持しているが、前年対比の増加件数は減少

#### 全国手形交換枚数



- 目標未達成分は、昨年分から55万枚減少し、残り187万枚
- 取り組みの効果により、減少ペースは昨年に比べ約7%増加
- ※ 各年3月の東京・大阪・名古屋の手形交換所における手形・小切手・その他 証券の枚数からそれぞれの比率を推計

#### でんさいの発生記録請求件数



■ 2013年の開業以来、順調に発生記録請求件数は増加基調を維持 (2018年をピークに、前年対比増加件数は減少)



## 手形・小切手機能の全面的な電子化に向けて強まる社会的要請

- ポストコロナ時代を見据え、成長戦略会議が取りまとめた「実行計画」(2020年12月公表)において、「産業界および金融界に対し『約束手形の利用廃止に向けた行動計画』の策定を検討し、取組みを促進する」旨が明記
- 中小企業庁「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」において、具体的な要請内容を検討中

#### 成長戦略会議「実行計画」

- 成長戦略会議は、2020年12月、「実行計画」を取りまとめ、公表
- 同実行計画において、約束手形の支払いサイトが、現金支払いと 比して長期間となっており、受注者側の資金繰りの負担となってい ることを踏まえ(現金支払い平均50日程度、約束手形平均100日 程度)、「産業界及び金融界による『約束手形の利用の廃止に向 けた行動計画』の策定を検討し、取組を促進する」ことを明記

#### 「書面・押印・対面手続の見直しに向けた論点整理」

- 金融庁の「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」は、2020年12月、「書面・押印・対面手続の見直しに向けた論点整理」を取りまとめ、公表
- 同論点整理では、預金取扱金融機関業界の課題の一つとして「手 形・小切手」を挙げ、「引き続き官民が連携し、全面的な電子化を 視野に入れつつ、手形・小切手機能の電子化をより一層推進する 取り組みを進めていく」と整理

#### 「約束手形の利用の廃止等に向けた自主行動計画」の策定

■ 中小企業庁の「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた 検討会」は、成長戦略会議の「実行計画」を踏まえ、以下のとおり、 産業界および金融界、それぞれに「約束手形の利用の廃止等に 向けた自主行動計画」の策定を要請する予定

対象	自主行動計画で検討されるべき項目例		
産業界	<ul><li>約束手形の運用改善</li><li>約束手形の利用廃止</li><li>支払い条件に関する情報開示の充実</li></ul>		
金融界	<ul><li>・決済関連手数料の見直し</li><li>・電子的決済サービスの普及促進策</li><li>・約束手形の利用を廃止する事業者への資金繰り支援</li></ul>		



## 「手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書」(2020年度)の取りまとめに向けて

- 強まる社会的要請を踏まえ、手形・小切手機能の「全面的な電子化」に向けた、銀行界としての基本方針を整理のうえ、本年3月「手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書」(年1回、全銀協取りまとめ)での公表を目指す
- 引き続き、2023年末の中間的な目標達成は重要なポイントであり、その達成状況をフォローアップする

#### 位置付け

■ 「手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書(以下「調査報告書」という。)は、「手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書」(2018年12月公表)(以下「検討会報告書」という。)において、中間的な目標の達成状況について、「全国銀行協会が事務局となり、(中略)調査報告書を年1回作成し、公表する」とされたことを受け、取りまとめるもの

#### 「全面的な電子化」に向けた検討着手

- 検討会報告書公表時には想定していなかった新型コロナウイルス 感染症のリスクを踏まえ、ポストコロナ時代に向けて強まる書面・ 押印・対面の取引/手続きの見直しに関する社会的要請を受け、 「全面的な電子化」に向けた検討に着手
- 今後要請される金融業界における「約束手形の利用の廃止等に向けた自主行動計画」の策定等に向けて、手形・小切手機能の「全面的な電子化」を議論する検討会を設置(本年4月頃を予定)

#### 官民連携の強化と金融界の取組強化事項

- 手形・小切手機能の「全面的な電子化」は、金融業界だけで達成 することは困難であり、利用者である産業界および政府関係省庁 の理解および協力が必要不可欠
- 今後設置する手形・小切手機能の「全面的な電子化」を議論する 検討会には、産業界および政府関係省庁にも参画いただき、必要 な官民連携の調整を行うとともに、金融業界として、以下の取組強 化事項について検討予定

・決済関連手数料の見直し ・電子決済サービスの普及促進策 ・手形の利用を廃止する事業者への資金繰り支援 ・参考事例の紹介	
金融機関の取り組み強化	・周知強化策 ・利便性向上策 ・導入支援策 ・経済効果改善策
<ul><li>● 自主行動計画の策定等に向けた検討体制の整備</li><li>● IT導入補助金等の有効活用に向けた連携強化</li><li>● 産業界への働きかけの実施</li></ul>	



## 手形機能の「全面的な電子化」に向けた取組み状況(でんさいネットの取組み)

- 手形機能の全面的な電子化を推進するため、でんさいネットにおいて、利用者の声を踏まえた取組みを実施
- 具体的には、①「機能・サービスの改善」(手形との機能面の差分の解消)、②「料金体系のあり方」(でんさいへの移行によるコストメリットの享受)、③「新たな利用チャネル」(電子化が困難な利用者への対応)の3施策を検討・実施

#### でんさいネットにおける取組み

人 アルムチフルナルツーファー 一条田田

■ 利用者の声等を踏まえ、手形機能の全面的な電子化を推進すべく、各種取組みを実施 (同社のコールセンターやセミナー等で寄せられた利用者からの要望等も踏まえ、電子債権記録機関として対応可能な事項を施策化)

全面的な電子化を推進するうえでの課題	でんさいネットにおける収組み(対策)
①手形との機能面の差分の指摘	【機能・サービスの改善】
⇒でんさいでは発生日(譲渡日)から支払期日までの期間(最短:7銀	・左記期間の短縮、債権金額下限の引下げに向けて、システム開発に
行営業日)や債権金額(下限:1万円)に機能的な制約あり	着手(2022年度サービスイン予定)
②でんさいへの移行によるコストメリットに関する指摘	【料金体系のあり方の検討】
⇒取扱う手形が少額である場合、でんさいへの移行によるコストメリット	・2021年度、でんさいの新規利用者に対し、金融機関に支払う手数料
を享受しにくい	の一部を還元予定
	・引き続き、③と併せて、でんさいの「料金体系のあり方」を検討
③電子化が困難な利用者の存在	【新たな利用チャネルの検討】
⇒多くの金融機関において、でんさいの利用に当たりIBを必須としてお	·IBがなくてもでんさいの利用を可能とする新チャネルの構築を検討中
り、コスト面・ITリテラシー 不足等により、IB導入が困難な中小企業に	(利用者が、金融機関を通さず、直接、でんさいネットに記録請求を行
とって、でんさいを利用しづらい環境	い、でんさいネットから、直接、利用者に通知等を行うスキーム)

10



#### 小切手機能の電子化等に向けた検討状況

- 小切手機能の電子化に向けて、インターネットバンキングの利便性向上、周知強化に向けた取組みを検討。また、業 界団体等を訪問し、実態把握に努め、参考となる取組事例を確認
- 「その他証券」に関し、株式配当金領収証の削減に向けて、振込による配当金支払いへの移行に向けた対応を検討中

#### 小切手機能の「全面的な電子化」に向けた検討状況

- 小切手機能の全面的な電子化を推進するため、インターネットバ ンキングの利便性向上、周知強化に向けた取組みを検討
- 小切手利用の多い業界として、①港運運送業、②製造業、③建設 業、④卸売業、⑤小売業を特定し、業界団体等を訪問、ヒアリング を実施。小切手利用に関し、手数料の問題や取引先との関係を指 摘する意見を確認
- 小切手利用の多い業界の取組事例として、卸売市場における精 算業務のキャッシュレス化に向けた取組み(卸売業)を把握。本年 3月に取りまとめ予定の「手形・小切手機能の電子化状況に関す る調査報告書」(2020年度版)を通じて、本事例紹介を予定
- 新型コロナウイルス感染症対策が、書面現物の取扱いを控える観 点から、小切手利用を取りやめる一つの動機になっていることを 確認

#### 「その他証券」の取扱いに関する検討状況

- その他証券については、一定の二一ズがあり、抜本的な削減が難 しい状況。粘り強く、関係者と削減に向けた協議が重要と認識。
- その他証券のうち、多くを占める株式配当金領収証の抜本的な削 減に向けて、昨年度に引き続き、関係者(ゆうちょ銀行、信託協会 等)と打合せを実施し、対応を相談
- 株式配当金領収証による配当金の支払いは、手形・小切手機能 の全面的な電子化と合わせて、振込に移行できるよう効果的な取 組みを進めていく

【振込への移行勧奨の例(一案)】



株式配当金領収証を持参してき た株主に対して、振込への移行 を勧奨するためのチラシを作成

移行勧奨用チラシ



## 税・公金の収納・支払の効率化



## 税・公金の収納・支払の現状

- 既に電子納付の手段は複数あるが、銀行窓口等での対面納付が多くを占める (納付書の取扱いはメガバンク・ゆうちょ銀行で年間約1億1千万枚、地銀で年間約1億3千万枚)
- 社会的コストの要因となる対面納付を減らし、社会全体の紙削減・DXを推進するには、電子納付の拡大が鍵

## 納付手段別の納付割合(国税)

■ 国税については<mark>約7割</mark>が金融機関窓口での対面納付の状況。

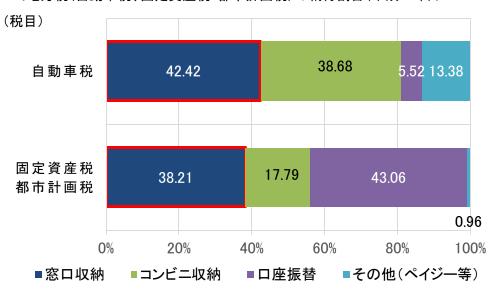
#### <国税の納付割合> (年度) 平成28(2016) 72.0 **3.9** 13.8 **6.6** 3.4 平成29(2017) 71.1 3.9 13.7 3.3 平成30(2018) 68.9 4.6 13.8 20% 40% 100% 0% 60% 80% ■金融機関窓口 ■行政機関窓口 ■コンビニ ■ペイジー、スマホ等 クレジットカード ■口座振替

※内閣府税制調査会(第24回、2019年8月27日)資料にもとづき作成。

## 納付手段別の納付割合(地方税)

■ 地方税について、約4割は窓口での対面納付。

<地方税(自動車税、固定資産税・都市計画税)の納付割合(平成29年)>



※地方税における電子化の推進に関する検討会(令和元年度第2回、 2019年10月25日)資料にもとづき作成。



## 税・公金の収納・支払に係る社会的コストの試算

- 現在の税・公金の窓口収納は、書面(納付書)・押印(出納印)・対面(窓口)による取引
- 効率化・電子化が図られないことで、お客様(納税者)・金融機関・自治体(収納機関)に社会的コストが発生

## 窓口収納の実態

#### お客様(納付者)

納付書等持込・支払 ↓

#### 【金融機関の窓口(対面)】

<受付・収納>

- ① 窓口で税・公金納付を受付
- ② 納付書等を点検
- ③ 税・公金を収納
- ④ 領収証書へ出納印を押印
- ⑤ お客様へ領収証書を返却 〈センター送付〉
- ① 納付済通知書を取りまとめ
- ② センターへ送付

#### 納付済通知書搬送 →

#### 【事務センター】

#### <受入>

- ① 各営業店や収納代理金融機関から 納付済通知書を受領・点検
- ②納付済通知書と収納金の一致確認
- く仕分け・搬送>
- ■納付済通知書を収納機関毎/種目毎 等に仕分け、指定金融機関に搬送
- く資金決済>
- ■指定金融機関に入金

納付済通知書搬送

#### 【指定金融機関(主に担当支店・役場派出所等)】

- ① 納付済通知書の詳細仕分け作業(自治体所定の方法)
- ② 収納日報・収納合計表の取りまとめ
- ③ 報告書、帳票類の作成
- ④ 自治体への納付済通知書、および報告書・帳票類の納入。

#### 納付済通知書搬送

#### 【収納機関(自治体・官庁等)】

- <納付書の発送>
- <納付済通知書のデータ化>
- ■OCRでの読取、または手作業(パンチ業務)により、消込情報をデータ化 <消込業務>
- ■データ化された情報をもとに、消込処理を実施。
- <納付済通知書の保存>
- ■指定金融機関から搬送された納付済通知書を保存。

#### お客様(納付者)のコスト

■ 支払場所(窓口)までの移動、書類記入、待ち時間等や、紙の 納付書による収納にかかる費用の合計は、推定で年間2,000 億円以上 ※全国銀行協会調べ2018年9月現在

#### 金融業界のコスト

- 「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」における金融機関向けのアンケート結果では、営業店窓口やセンター等の人件費、OCR読取機器などのシステムコストによる、税・公金収納にかかる金融機関全体のコストは、年間約622億円
- また、アンケート回答行のうち、9割以上の金融機関が税・公 金収納業務の効率化について問題意識

※税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会調査レポート(2019年3月14日)

#### 自治体(収納機関)のコスト

■ 地方の徴税コスト(人件費・システム運営費等)は、推計で年間8,000億円以上※(但し、窓口収納に係るコスト以外も含まれているためすべてが削減可能コストではない)とも言われており、自治体においても業務の効率化・電子化は必要な状況

※財政制度分科会(令和元年11月6日開催)資料1 地方財政

14



## 税・公金の収納・支払の効率化・電子化促進に向けて

- 社会的コスト削減のためには、**書面・押印・対面手続の見直しによる効率化・電子化が急務**。他方、高齢者・PCやスマートフォンを保有していない方など、税・公金の収納・支払は、**電子化が進捗しても一定数の紙は残ることが想定される**
- 紙が残る以上、QRコードの活用による納付済情報のデータ化は、社会的コスト削減に資する有効な施策

#### 現状

納付方法	割合	納付者の特徴	
口座振替	約3割	自動引落としに理解	
銀行窓口	約4割	領収書が必要	
コンビニ	3割弱	PC/スマホ利用に後向き	
MPN		PC/スマホ利用に前向き	
クレジット	数%	ポイント獲得が目的	
スマホ決済		ポイント獲得が目的	

#### 課題

完全移行(義務化)は困難

#### 納付書は一定数残存

<納付者>納付書での通知、支払いが安心(約7割) <納付者>PC・スマホを保有していない方(高齢者等)

#### 目指す最終形

電子化・ペーパレス化

ペーパレス(納付書レス) 非対面納付(PC・スマホ利用)

### 解決方法

QRコードを活用した早期デジタル化

納付書全量にQRコード付与

- <納付者>非対面納付チャネル拡大
- <金融機関>密の解消(センター)・事務コスト削減
- <自治体>事務コスト削減(紙処理→データ処理)

© 2021 JAPANESE BANKERS ASSOCIATION

15



## 税・公金の収納・支払の効率化・電子化促進に係る対応①

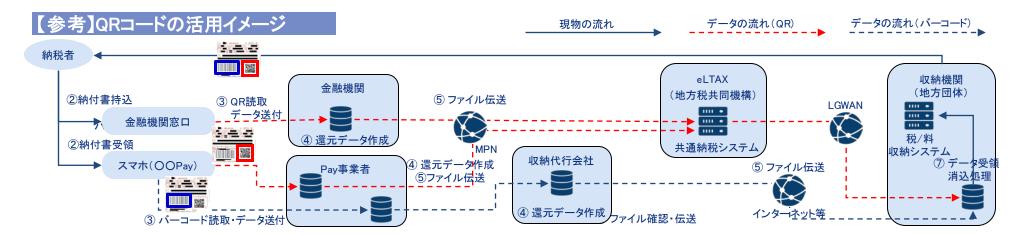
- 本年度は税・公金の収納・支払の効率化等として、「QRコードの活用、納付済通知書の電子化」に注力
- QRコード活用に関して、考え得るスキーム案や論点出しを行い、**実現に向けて総務省等の関係者との協議を継続**
- また、ガイドライン等を定める団体とも協議を進め、バーコードとQRコードの併記に関して問題意識を共有

#### QRコード活用に関するスキーム案の検討

- 賦課税目の納付書へのQRコード活用については、既存インフラを 活用する等、効率性の観点も盛り込み、考え得るスキーム案や論 点について、引き続き、総務省をはじめとする関係者と協議中。
- また、QRコード規格についても、統一的なQRコード規格が必要と なるため、関係者と取りまとめに向け対応予定

#### ガイドライン等を定める団体との協議

- 既存のバーコードが印字されている納付書に、QRコードを併記する場合、ガイドライン等において納付書の規格を定める団体との調整が必須。
- 現在、納付書の規格を定める団体にも状況を連携。既存のバーコードとQRコードの併記に関して問題意識を共有。





## |税・公金の収納・支払の効率化・電子化促進に係る対応②

- 関係省庁に対し金融8団体連名により、税・公金の電子納付の推進等のための望ましい施策等に関して要望を実施
- また、「地方税における電子化の推進に関する検討会」に参画。地方税共通納税システムの対象税目の拡大について、個人を対象とするQRコード案についても早期実現が必要な旨を要請。令和2年度の検討会とりまとめに記載
- 対象税目拡大については、令和5年度以後の課税分から適用される見込み(令和3年度税制改正の大綱)

#### 税・公金の電子納付の推進等に関する要望活動

- 令和2年8月~9月、税・公金の電子納付の推進等に関する要望 活動を実施。
- 2020年度要望は、非対面取引の活用等により、税・公金の収納事務の効率化および納付者(お客様)の利便性向上を目指したものであり、同時に、電子納付の推進は、「新しい生活様式」の実践に寄与するものとして要望。
- 地方税に関しては、総務省等に対し、地方税共通納税システムによる賦課税目の対応(特に賦課件数の多い自動車税・固定資産税)、QRコードの活用等について要望を実施。

要望先(地方税)	主な要望内容			
総務省	1.地方税の電子納付等に係る取組みの推進			
全国知事会	2.賦課税納付書の規格・様式の統一、QRコードの活用 3.電子納付の推進・周知強化 4.地方税収納等にかかる経費負担の適正化			
全国市長会				
全国町村会				

#### 「地方税における電子化の推進に関する検討会」との連携

- 「地方税における電子化の推進に関する検討会」(総務省・地方 税共同機構が事務局)に参画。地方税共通納税システムの対象 税目拡大の当たり、法人を対象としたアップロード案の実現を進め るとともに、個人を対象としたQRコードの活用についても、早期実 現に向けた検討を要請。同検討会の令和2年度とりまとめにおい て、QRコードの活用についても引き続き検討していくとされた。
- 対象税目の拡大(固定資産税、都市計画税、自動車税種別割および軽自動車税種別割)については、令和5年度以後の課税分から適用する旨、令和3年度税制改正の大綱に記載。

#### 令和3年度税制改正の大綱

6 地方税共通納税システムの対象税目の拡大(地方税)

地方公共団体の収納事務を行う地方税共同機構が電子的に処理する特定徴収金の対象税目に固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加し、eLTAX(地方税のオンライン手続のためのシステム)を通じて電子的に納付を行うことができるよう、所要の措置を講ずる。(注)上記の改正は、令和5年度以後の課税分について適用する。



## 「規制改革推進会議 投資等ワーキング・グループ」の模様と対応について

- 税・公金収納の効率化・電子化について、「規制改革推進会議投資等ワーキング・グループ」(第2回:令和2年10月22日開催)において説明
- 税・公金収納の効率化・電子化について前向きな意見が多数寄せられた。また、同WGにおける議論を踏まえ、税・公金業務に係る実態を調査中。また、調査結果を踏まえた要望活動の実施について検討

#### 「規制改革推進会議 投資等WG」の模様

■ 行政において検討がなされている、完全電子化・ペーパーレス化 に向けた施策について、将来的に目指すべき姿として説明。

施策	概要
地方税共通納税システム の税目拡大	<ul><li>すべての賦課税目を「地方税共通納税システム」の対象とすると、全国のすべての自治体・ すべての税目が電子納付が可能に</li></ul>
マイナンバー・地方税共通 納税システム等の活用	• マイナンバーWG(※)にて、全住民ひとり1つの 公金出納用の口座を設定、マイナンバー・公金 IDで納付請求する案が提示。実現すれば個人 納付における電子化・ペーパーレス化が実現。

※マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG

■ 他方、紙による納付が残ることは不可避。早期かつ安価に実現できるQRコードの活用検討を同時に進めることが必要な点を説明。

施策	概要
早期にかつ安価に実現できる電子納付(QRコードの活用)	<ul><li>賦課税の納付書に全国共通のQRコードを印字し、スマホ決済・窓口収納のインフラを構築</li><li>対面納付が減少、自治体のDXも進み、社会的コストは大幅削減</li></ul>

#### 投資等WGにおける議論を踏まえた対応

- 地方税の電子化について、現行の紙の納付書よる窓口収納に関して手数料を徴求することによって、地方公共団体の電子化・効率化へのインセンティブとしてはどうか、との議論あり。
- 当該議論を踏まえ、手数料を徴求することによる、電子化・効率化 へのインセンティブ付与に関しても、金融庁等の関係者と協議。
- 関係者との協議結果も踏まえ、税・公金業務に係る実態を調査中であり、調査結果を踏まえた要望活動の実施についても検討。

税・公金業務に係る実態調査(アンケート)				
・地方税納付の電子化・効率化の早期実現について、経 目的 負担の適正化も促しながら、一層の要望活動の必要。 ・当該要望を実効的なものとするため、実態を調査するも				
対象	• 全国銀行協会 正会員			
項目	•「窓口収納」に係る手数料・コスト(1件当たり)			
結果の取扱	結果の全銀協HPにおける公表を検討予定     結果を踏まえた要望活動の実施について検討			



## 【ご参考】2020年度 税・公金の収納・支払の効率化等に関する検討状況

■ 2020年度は、「口座振替依頼書標準様式の検討」(検討テーマ1)については、新型コロナ禍を受けた、書面・押印・対面手続の見直しも踏まえ、検討を中断。また、「インターネットを利用した口座振替手続の促進」(検討テーマ2)については、環境変化も踏まえ、改めて次年度以降の取組み方針について、関係者と協議のうえ、促進策の実施を検討

検討テーマ		本年度の取組事項	取組状況	今後の取組方針(案)
【検討テーマ1】 口座振替依頼書 標準様式の検討	プーマリー ・地公体等の意見を踏まえた、標 ・機様式(家)のさらなる検証・改訂		・書面・押印・対面手続の見直しも踏まえ、 電子的な方法による口座振替の促進につ いて検討するとして、標準様式(書面)に 関する検討は中断。	
【検討テーマ2】 インターネットを利	個人	•個人向けウェブロ座振替 サービスの利用促進策の 検討	<ul><li>国税の振替依頼書およびダイレクト納付利用届出書(個人)のオンライン提出への対応に協力(令和3年1月から開始)。</li><li>関係者と次年度以降の取組みについて検討中</li></ul>	•関係者と協議のうえ、引き続き個人向け ウェブロ座振替サービスの利用促進策を 検討・実施
用した口座振替 手続きの促進	法人	●引き続きニーズを注視 ●既存の電子的な収納手 段(e-Tax、eLTAX)の利 用促進策の検討	<ul><li>新型コロナの感染拡大に伴い、総務省に依頼し既存の電子的な納付手段について地公体に周知。</li><li>地方税共同機構からの依頼にもとづき、地方税共通納税システムの周知広報ツールを会員行に配布。</li></ul>	•関係者と協議のうえ、e-Tax・eLTAX一体での周知による利用促進について検討 ・地方税共通納税システムの賦課税目対応(令和5年度課税分以後)を見据え、電子納税環境の整備に向けた施策の検討・実施



## XML電文への移行



#### ZEDIの利用環境の整備状況

- 2020年5月から2021年2月までの間に、1銀行、3信用金庫、64信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫、642農協系統/漁協系統金融機関が新規接続し、1,054金融機関のZEDI接続が実現
- 金融機関によるサービス提供体制の整備は、ほぼ完了したものの、企業の利用件数は横ばい。その理由を分析したと ころ、企業が普段から使用している会計システム/ERPシステムのZEDI対応が進んでいないことが原因と考えられる

#### サービス提供金融機関の充実



#### 全銀EDIシステム利用明細件数の推移



#### ZEDIの利用に関する利用者等の声

ZEDIの利用促進に当たり企業から寄せられる声を踏まえると、企業が普段から使用している会計システム/ERPシステムでZEDIが使えることが必要不可欠。ZEDI対応を進めるため、ベンダ連携を強化し、当該システムのZEDI対応を促進

#### 支払企業



- 会計システムで、XML形式の振込電文が作れない
- S-ZEDIを活用すれば、作れるかもしれないけれど、新たな事務負担になるし、これまでの事務手順を変更しないといけない

#### 受取企業



- 会計システムがXML形式の入出金明細を読み込めない
- CSVファイルへのデータコンバートツールがあっても、 新たな事務負担になるし、事務手順を変更しないといけない

#### ベンダ



- ユーザーからの照会等がないので、社内での開発提案が難しい
- 複数の金融EDI情報標準が存在するため、開発要件を整理しづらい。どの金融EDI情報標準に対応すべきか判断ができないし、新たな標準が登場するたびに追加開発が必要になる



#### 適格請求書等保存方式の導入に向けた対応状況

- 2020年12月、電子インボイス推進協議会(以下「EIPA」(エイパ)という。)は、日本における電子インボイ スの標準仕様として欧州標準である「Peppol」(ペポル)を選定
- 電子インボイスの普及は、金融EDIの普及の障壁となっている「受益と負担の不一致」という課題の解 決に有効と考えられることから、会計システムベンダとの連携強化に向けた取組みを実施

#### EIPAの検討状況等

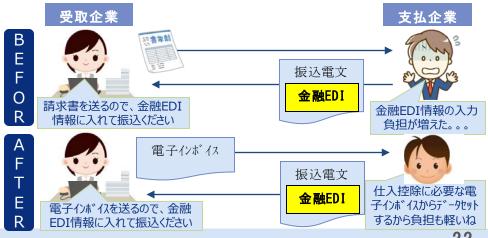
- 2020年12月、EIPAは日本における電子インボイスの標準仕様として 欧州標準である「Peppol」(Pan-european public procurement online)を選定し、公表
- 平井デジタル改革担当大臣に対して以下の要望を含めて提言 電子インボイス推進協議会ウェブサイト (https://www.csaj.jp/activity/project/eipa.html)

#### EIPAの提言概要

- EIPAは、電子インボイス導入を「単なる法令改正対応ではなく、業務 効率化を実現する」きっかけとするため、「まずは、電子インボイスを 契機に、請求~支払/入金消込業務の一気通貫を目指す」とし、
- 電子インボイスの活用に向けて、以下のような能動的な活動を要請
  - 行政機関における電子インボイスの積極的活用
  - ・電子インボイス普及のためのインセンティブの設計 etc.
- 平井大臣も「デジタル庁ができてから最初の仕事となるだろう。フ ラッグシッププロジェクトとしてやらせていただく」と応じたとのこと

#### 「受益と負担の不一致」と電子インボイス

- 金融EDIの普及の障壁となっている「受益と負担の不一致」という 課題あり
- 入金消込業務の効率化という最大のメリットの享受者である受取 企業に対し、金融EDI情報をセットする負担を支払企業が負ってし まうことに関する課題
- 電子インボイスの普及および会計システムのZEDI対応が進むこと により、受取企業が発行する電子インボイスから必要なデータをコ ンバートするだけとなり、支払企業の負担感が軽減





## ベンダとの連携強化に向けた取組み

- ZEDIの導入好事例の創出を目指す助成施策に対し、3社から応募あり。今後、選考会合を開催し、助成先を最終決定予定
- ベンダの開発負担を軽減するため、個別金融機関の接続チャネルを開示する手続きを新設

#### 助成施策の状況

- 2020年10月に募集を再開した助成施策に対し、以下の3社から応募あり。今後、外部有識者を含めた選考会合を開催し、助成先を最終決定予定
- 2021年10月末に、助成プロジェクトの結果報告書を受領し、導入 好事例として周知広報活動へ活用予定
- <助成施策の応募ベンダおよびプロジェクト概要>

グローバルワイズ社	・「Eco Change for ZEDI」を利用して、中小企業共通 EDIと連携した受発注から決済までのEDIによる連携を 確認
スマイルワークス社	・同社が福岡銀行にOEM提供する「EAZYBIZ」 (ERPソフト「SmileWorks」)を利用して、中小企業 共通EDIと連携した受発注から決済までのEDIによる 連携を確認
ミライコミュニケー ションネットワ <i>ー</i> ク社	・同社が顧客企業向けに提供している「Web-EDIサービス」 (個別EDIシステム)と連携した受発注から決済までの EDIによる連携を確認

#### 個別金融機関の接続チャネルの開示手続きの新設

- これまで個別金融機関の接続チャネル(FB and/or IB)を特定できる情報を開示していなかったが、会計(ERP)システムベンダの ZEDI対応を促進するに当たり、どの金融機関が、どのような接続 チャネルに対応しているのか、金融機関一つ一つに確認すること は非現実的であるとの指摘あり
- この指摘を踏まえ、会計(ERP)システムベンダやZEDI対応を検討している企業にZEDI対応を効率的に行っていただくため、個別金融機関の接続チャネルの開示手続きを新設。今後、個別金融機関の開示可否の意思確認をしたうえで、必要手続きを案内予定

開示資料	接続チャネル別(FB・IB・VALUX)の接続金融機関一覧 (開示に関し個別に同意した金融機関のみを開示対象とし、掲載)
開示先	個別に開示依頼をしたAPI仕様書開示先ソフトウェアベンダおよび ZEDI接続を検討・推進している企業等
開示手続き	①開示依頼または個別問合せ ②全銀ネットから所定の開示依頼書(今後制定)を提供 ③開示依頼書の提出 ④全銀ネットにおいて開示依頼書を確認 ⑤接続チャネル別の接続金融機関一覧を開示



## 【参考】「決済・経理業務の電子化推進強化月間」(2021年2月)の設定・実施

- 全銀協は、2021年2月を「決済・経理業務の電子化推進強化月間」と設定し、でんさいネットにおける 「でんさい推進強化月間」と連携して活動中
- 全銀ネットにおいても、これと連動して**週刊東洋経済(2/6号)および**PRESIDENT(3/5号)に雑誌広告 を出稿

#### 「決済・経理業務の電子化推進強化月間」の活動

■ 全銀協は、でんさいネットの「でんさい推進強化月間」と連携して、 2021年2月を「決済・経理業務の電子化推進強化月間」として設定 し、以下の活動を実施

#### 企業向け •2021年2月22日、26日(午前/午後の各2回) オンラインセミナーの ・テーマ「決済・経理業務の電子化に向けた取組み 開催 ~手形レス・印鑑レス・現物レスを目指して~ | 後援:金融庁、経済産業省、中小企業庁、日本商工会議所 金融庁および中小企業庁も登壇 SNSを活用した ・決済高度化ポータルサイトへの誘導を目的に、Web広告を 集中的な周知 集中的に出稿 電子化推進DM ・企業向けオンラインセミナーの周知/集客を含め、でんさい ネットの不稼働契約者を対象に、DMを送付 の発送

- 2020年11月に開催した企業向けオンラインセミナーには、全4回計 1.516名の方々に参加いただいた。オンラインセミナーの特性によ り、セミナー参加に対する時間的、物理的制約を極小化できたもの と認識
- 引き続き、オンラインを中心とした非対面アプローチの確立に向けて 対応を継続

#### 雑誌広告の出稿

- 全銀ネットは、左記「決済・経理業務の電子化推進強化月間」の活 動と連動して、週刊東洋経済(2/6号:2月1日発売)および PRESIDENT(3/5号:2月12日発売)に雑誌広告を出稿
- 中小企業共通EDIを所管するつなぐITコンソーシアムの協力をいた だき、受発注から決済までの一貫した電子化を訴求





## オープンAPIの利活用の推進、金融機関に おけるキャッシュレス化の推進



## 銀行におけるオープンAPIに係る体制整備状況

- 全銀協は、2016年11月、「オープンAPIのあり方に関する検討会」設置以降、API利用契約の条文例・チェックリストの策 定等、電子決済等代行業者との連携の枠組み作りなどを主体的に推進
- 結果として、未来投資戦略KPI目標「2020年6月までに、80行程度以上の銀行におけるオープンAPIの導入を目指す」を 達成(105行がAPI導入済)
- 2020年9月末期限の銀行と電代業者との間の契約締結手続も、特段の問題なく完了

#### オープンAPIに係る銀行界のこれまでの取組み

■ 全銀協は、2016年11月の「オープンAPIのあり方に関する検討会」の設置以降、①制度整備、②銀行の態勢整備、③(Fintech事業者との)連携の枠組み作り、④オープンAPIのビジネスの発展、と各々のステップにおいて主体的に取組みを推進

年月	取組み内容
2016年11月	「オープンAPIのあり方に関する検討会」設置
2017年6~7月	・「API接続チェックリスト(試行版)」公表(FISC取りまとめ、2018年10月改訂) ・「オープンAPIのあり方に関する検討会」報告書の公表(セキュリティ等を含む諸原則の取りまとめ) ・「銀行分野のオープンAPIに係る電文仕様標準」策定(2018年12月に第2版)
2018年12月	「銀行法に基づくAPI利用契約の条文例(初版)」の公表
2019年7月	「銀行と電代業の連携・協働に係る環境整備に関する説明会」 開催
2019年12月	「電代業との契約に係る今後の対応に関する説明会」開催

#### 銀行と電代業者との間の契約締結

- 2017年6月に政府から公表された「未来投資戦略2017」において、 KPIとして「今後3年以内(2020年6月まで)に、80行程度以上の銀 行におけるオープンAPIの導入を目指す」旨が記載
- 125行が1以上の電代業者と契約締結済みまたは交渉中(2019年 12月末時点)
- 2017年改正銀行法の第2条第17項第2号に掲げる行為を行う業者(口座情報取得サービスを行う電代業者)における金融機関との契約締結期限が、2020年9月30日に到来
- 銀行と電代業者との上記契約締結については、特段問題なく完了

#### 今後の対応

■ 銀行と電代業者の連携について、スクレイピング方式からAPI方式 への移行などの状況のフォローを必要に応じて対応

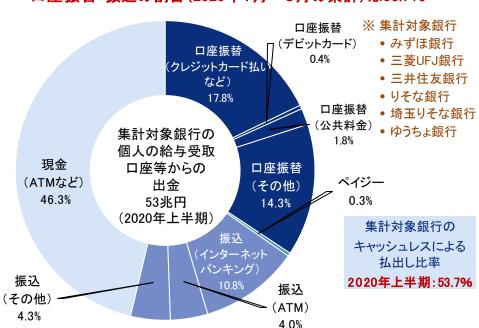


## 金融機関におけるキャッシュレス化の推進

- 2020年上半期(1月~6月)における、都市銀行等のキャッシュレスによる払出し比率は53.7%と2019年上半期比増加
- 2019年上半期と比較して2.8%比率が上昇。内訳をみると、2019年上半期と比較して、インターネットバンキングでの振込やクレジットカードなどの口座振替の比率が上昇

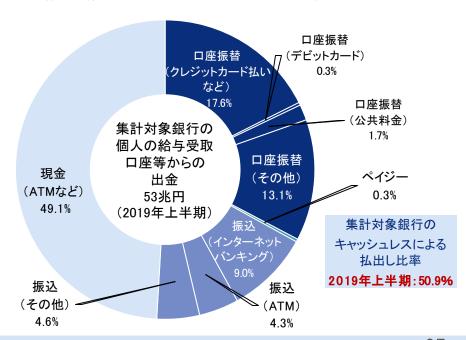
#### キャッシュレスによる払出し比率(2020年上半期)

■ 集計対象銀行※の個人給与受取口座等からの払出しに占める 口座振替・振込の割合(2020年1月~6月の累計)は53.7%



#### 【参考】キャッシュレスによる払出し比率(2019年上半期)

■ 集計対象銀行※の個人給与受取口座等からの払出しに占める 口座振替・振込の割合(2019年1月~6月の累計)は50.9%





## 【参考】キャッシュレスによる払出し比率の定義及び留意事項

#### キャッシュレスによる払出し比率の定義及び留意事項

- 集計手法はシステム上の制約等により銀行によって一部異なる ことなどから、あくまでも参考計数扱い
- 「口座振替(公共料金)」には、電気料金・都市ガス料金・公営水道 料金等の支払のための口座振替を含む
- 「口座振替(その他)」には、自行ローン返済のための口座振替を 含む一方、自己名義の自行他口座への振替(普通預金口座から 定期預金口座への振替等)は含まない
- 「ペイジー」とは、税金・公共料金等の支払をインターネットに接続された端末(パソコン、スマートフォン等)やATMから行うことができるサービス
- 「振込(ATM)」「現金(ATMなど)」におけるATMとは、自行ATMの ほか、他行ATMやコンビニATMも含む

#### 銀行口座(個人給与受取口座)からの入出金のイメージ





現金(キャッシュ)での出金

非現金出金



## 次世代資金決済システムに関する検討タスクフォースの検討結果

■ 全銀ネットが設置する「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」において、報告書を取り纏め。

①「資金移動業者の全銀システム参加」:参加に当たり求められる制度整備等を行ったうえで、2022年度を目途に資金 移動業者にも拡大

②「多頻度小口決済の利便性」

: 都銀5行による小口決済インフラ構想を短期的な現実解として位置づけ、

2022年度早期の稼働を目指す

#### 次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース

- 2019年度の全銀ネット有識者会議における示唆等を踏まえ、昨年 5月に、資金移動業者の全銀システム参加および多頻度小口決 済の利便性向上等について検討する「次世代資金決済システム に関する検討タスクフォース」を設置
- 昨年6月以降、7回の会合を開催。資金移動業者やシステムベン ダー等からのヒアリング結果等を踏まえて議論。タスクフォースに おける検討結果として、昨年12月に報告書を取りまとめ

カテゴリー	メンバー
学識者	日本総合研究所 翁理事長、明治大学 小早川政治経済学部教授
決済業種関係団体	日本資金決済業協会、Fintech協会
システム関連業者	NTTデータ、富士通、日立製作所
関係当局	金融庁(監督局)、日本銀行(決済機構局)
銀行	みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、横浜銀行、 西日本シティ銀行、愛媛銀行
事務局	全銀ネット

#### タスクフォース報告書の概要(対応の方向性)

#### 資金移動業者の全銀システム参加

■ 参加に当たり求められる制度整備等を行ったうえで、2022年度中を目途に、資金移動業者にも拡大することが望ましい

	観点	方向性
	参加要件	決済の安定性確保の観点から、既存加盟銀行と同一条件で全銀システムに参加。参加する資金移動業者に対するモニタリング上の対応については、全銀ネット・金融庁・日本銀行が連携のうえ、適切に検討
	参加形態	代行決済委託者(間接参加)のみならず清算参加者(直接参加)としての 参加機会についても確保していくことを期待
	接続方式	APIを活用した接続方法について、具体的な検討を進める

#### 多頻度小口決済の利便性向上

■ 都銀5行による小口決済インフラ構想(ことらPJ)を短期的な現実 解として位置づけ、2022年度早期の稼動を目指し、検討を進める

#### 来年度以降の対応

■ 制度面・システム面に関するワーキンググループ)を設置し検討



## (ご参考)ことらプロジェクト概要

- 都銀5行主導で、2022年度早期の個人間送金サービス稼働を目指し検討中
- 既存インフラのネットワーク規模を維持しつつ、API活用を通じ拡張性・柔軟性の両立を目指す

